

更新制について大切なお知らせ

令和元年 10 月 1 日より指定給 水装置工事事業者は 5 年ごと の更新が必要になります

更新制のポイント

- ①指定の有効期間が従来の無期限から 5年間となります。
- ②更新を受けなければ、指定の失効となります。
- ③更新手数料は 1 万円です。(西尾市水道事業給水条例第 33 条)
- ④初回更新又は更新までの有効期間は、下記のとおり、指定を受けた時期によって異なりますので、更新の該当年度 7 月頃に文書にてご案内します。

給水指定番号	初回更新又は更新までの指定の有効期間
J0 01 ~ J0 82 、初回 J0R1 ~ J0 S6	令和 7 年 9 月 30 日まで
J0 83 ~ J0 C8 、初回 J0S7 ~ J0 S9	令和 8 年 9 月 30 日まで
初回 J0 C9 ~ J0 F2	令和 4 年 9 月 29 日まで
初回 J0 F3 ~ J0 M3	令和 5 年 9 月 29 日まで
初回 J0 M4 ~ J0 Q9	令和 6 年 9 月 29 日まで

※必要な書類は、裏面参照

お問い合わせ先

西尾市上下水道部 上下水道営業課 維持給水担当

TEL : 0563-65-2187

更新の際の必要書類

個人事業者の場合

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書（代表者の住所及び生年月日の記入により住民票の写しは不要になりました。）
- 営業実態等に関する調査票
- 給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し（全員分）

法人の場合

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- 営業実態等に関する調査票
- 登記事項証明書
- 定款の写し
- 給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し（全員分）